

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則
の一部を改正する省令案等の概要

令和2年2月
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

I. 趣旨

平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画においては、初めて再生可能エネルギーの「主力電源化」が掲げられ、「他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減とFIT制度からの自立化を図り、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく」こととされました。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）附則第2条第3項の規定においては、令和3年3月末までの間に、法の抜本的見直しを行うものとされています。この規定を踏まえて、関係審議会等において、法に基づく再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）の見直しの検討が進められています。

こうした動向等を踏まえながら、令和元年9月から、調達価格等算定委員会において令和2年度以降の調達価格等の在り方について議論が重ねられ、令和2年2月に同委員会の意見が取りまとめられたところです。同委員会における議論の成果・決定事項を含め、必要な措置をFIT制度に盛り込むべく、資源エネルギー庁では、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）及び関係する経済産業省告示の改正に向けた検討を進めているところ、広く国民の皆様から御意見を頂くべく、これらの改正案について意見公募手続を行います。

II. 概要

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正

第3条 再生可能エネルギー発電設備の区分等

○ 経済産業大臣がそれぞれに調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定めることとなる再生可能エネルギー発電設備の区分等（再生可能エネルギー発電設備の区分（電源種）、設置の形態及び規模）について、以下に掲げるもののうち下線部を改める。

(1) 太陽光発電設備

- ① 10kW未満のもの
- ② 10kW以上50kW未満のもの
- ③ 50kW以上250kW未満のもの
- ④ 250kW以上のもの（注1）

(2) バイオマス発電設備

- ① メタン発酵ガス（バイオマス由来）によるもの
- ② 間伐材等由来の木質バイオマスによるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であって、2,000kW未満のもの
- ③ 間伐材等由来の木質バイオマスによるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であって、2,000kW以上のもの
- ④ 一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）によるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であって、10,000kW未満のもの
- ⑤ 一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）によるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であって、10,000kW以上のもの
- ⑥ バイオマス液体燃料によるもの
- ⑦ 建設資材廃棄物によるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）
- ⑧ 一般廃棄物・その他のバイオマスによるもの（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設のうち焼却施設に設置されるバイオマス発電設備において混焼されるコークス以外の石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）

（注1）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき、同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定する件（平成30年経済産業省告示第52号。以下「入札区分等指定告示」という。）において、法第4条第1項に規定する入札の手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等として、本施行規則第3条第4号に掲げる設備の区分等が指定されているため、同号に定める太陽光発電設備の出力を改めることにより、入札対象となる範囲が変更されることとなる。

第5条 認定基準

- 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の保守点検及び維持管理に係る体制整備及び実施に関する認定基準について、柵又は塀の設置が必要である（再生可能エネルギー発電設備が、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない場所に設置される場合を除く。）ことを明確化する。

- ◎ 10kW以上50kW未満の太陽光発電設備について、法第9条第3項第1号に基づく認定基準として、「当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第3条第2項に規定する一の需要場所をいう。以下同じ。）において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気として特定契約の相手方である電気事業者が当該太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気の量の70%未満を供給するものであること、又は電気事業法（昭和39年法律第170号）第27条の3第1項の許可を受けた者によるその許可に係る電気の供給（以下「特定供給」という。）により供給された後の残余の再生可能エネルギー電気として特定契約の相手方である電気事業者が当該太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気の量の70%未満を供給するものであること」を追加する。（注2）

- ◎ 10kW以上50kW未満の太陽光発電設備について、法第9条第3項第3号に基づく認定基準として、以下を追加する。
 - ▶ 当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気のうち、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気、又は特定供給により供給された後の残余の再生可能エネルギー電気について、特定契約の相手方である電気事業者に供給する構造であること（注2）
 - ▶ 当該太陽光発電設備の設置場所において、災害その他の非常の場合に、当該太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を一般の利用に供することができる構造であること

- バイオマス発電設備に係る認定基準において、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設のうち焼却施設に設置されるバイオマス発電設備においてコークスを混焼させて行われるものを「石炭を原料とする燃料を混焼させて行われるもの」から除くよう規定を改める。

（注2）当該認定の申請に係る太陽光発電設備が、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置されるものであって、当該支柱について農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく許可を受けるもの（農林水産省による「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等について

の農地転用許可制度上の取扱いについて(平成30年5月15日)別表において、転用期間が「10年以内」とされているものに限る。)である場合については、当該認定基準は適用しない。

第9条 軽微な変更

- 認定発電設備が10kW以上50kW未満の太陽光発電設備である場合にあっては、以下の変更を法第10条第1項の規定による変更認定の対象とする。
 - ▶ 当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の量のうち、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給される再生可能エネルギー電気の量、又は特定供給により供給される再生可能エネルギー電気の量の割合の変更

様式関係

- 認定基準の改正に伴い、10kW以上50kW未満の太陽光発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書、再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書等を新たに定める。

経過措置

- 一般廃棄物・その他のバイオマスによるバイオマス発電設備について、令和3年3月31日以前に法第9条第3項又は法第10条第1項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備が、バイオマス燃料とコークスを混焼するものである場合は、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び認定基準に関する経過措置の規定の対象から除く。
- 令和2年3月31日以前に法第9条第3項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定基準について、第5条の改正規定のうち「◎」で示したもの(以下「地域活用要件に係る認定基準」という。)は適用しない。

この他、様式を含め、表現の適正化及び調達期間の終了した認定発電設備に係る事後変更届出の簡略化等の所要の規定の整備を行う。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）の一部改正

I 令和2年度の調達価格等

- 調達価格等算定委員会の「令和2年度の調達価格等に関する意見」を尊重し、以下の表のとおり、太陽光発電設備（10kW未満のもの、10kW以上50kW未満のもの及び50kW以上250kW未満のもの）及びバイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）によるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であって、10,000kW未満のもの）について、令和2年度の調達価格等を定める。なお、灰色塗りの箇所は、既に調達価格等を決定しているため、今回新しく定めるものではなく、参考として示すものであり、「 α 」は消費税及び地方消費税に相当する額である。

再生可能エネルギー発電設備 の区分等		調達価格（/kWh）		調達期間	
		令和2年度	令和3年度		
太陽光発電設備	10kW未満	21円	—	10年間	
太陽光発電設備	10kW以上50kW未満	法第9条第3項の認定の日が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に属するもの	13円 + α	—	20年間
		法第9条第3項の認定の日が令和2年3月31日以前に属するもの（地域活用要件に係る認定基準を満たさないもの）	12円 + α	—	20年間
		法第9条第3項の認定の日が令和2年3月31日以前に属するもの（地域活用要件に係る認定基準を満たすもの）	13円 + α	—	20年間

太陽光発電設備	50kW以上 250kW未満	12円 + α	—	20年間
太陽光発電設備（入札対象） （注4）		落札価格 + α	—	20年間
風力発電設備（洋上風力発電設備 （着床式））（注4）		落札価格 + α	—	20年間
バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）によるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。））	10,000kW未満	24円 + α	—	20年間
バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマスによるもの（ <u>一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設のうち焼却施設に設置されるバイオマス発電設備において混焼されるコークス以外の</u> 石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。））（注5）		17円 + α	—	20年間
バイオマス（入札対象）（注4）		落札価格 + α	—	20年間

（注4）太陽光発電設備（250kW以上のもの）、風力発電設備（洋上風力発電設備（着床式））、バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）によるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。））であって、10,000kW以上のもの）及びバイオマス発電設備（バイオマス液体燃料によるもの）については、入札対象区分等として指定し、入札によって調達価格を決定することとする。

（注5）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第3条に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等の改正に伴い、規定を改める。

Ⅱ 価格決定日

- 認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備への調達価格等の適用について、以下のとおり定める。

(1) 10kW未満の太陽光発電設備

当該再生可能エネルギー発電設備に係る以下に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和2年度に属する場合に、当該年度の調達価格等が当該再生可能エネルギー発電設備による発電事業に適用されることとする。

- ① 法第9条第3項の認定の日
- ② 法第10条第1項の変更の認定（以下のいずれかの変更の認定に限る。）の日
 - (i) 当該設備に係る調達期間の起算日前の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合、出力を増加させる変更であってその出力の増加後も引き続きその出力が10kW以上となるものでない場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）
 - (ii) 当該設備に係る調達期間の起算日以後の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合又は出力を増加させる変更であってその出力の増加後も引き続きその出力が10kW以上となるものでない場合を除く。）の認定に限る。）
 - (iii) 接続契約に係る主要な事項の変更

(2) 10kW以上250kW未満の太陽光発電設備

当該再生可能エネルギー発電設備に係る以下に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和2年度に属する場合に、当該年度の調達価格等が当該再生可能エネルギー発電設備による発電事業に適用されることとする。

- ① 法第9条第3項の認定の日
- ② 法第10条第1項の変更の認定（以下のいずれかの変更の認定に限る。）の日
 - (i) みなし認定事業者に係るもの（平成28年3月31日以前に旧認定を受けたものを除く。）であって、平成28年7月31日以前に接続契約が締結された場合
 - 運転開始前における太陽電池に係る変更
 - 運転開始前における10kW以上かつ20%以上の出力の減少（接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を減少しなければならない場合を除く。）
 - 出力の増加（増加後の出力が250kW以上になる場合又は運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。）
 - 太陽電池の合計出力の20%以上の減少（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を減少しなければならない場合を除く。）
 - 太陽電池の合計出力の3kW以上又は3%以上の増加（運転開始前において接

続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を増加しなければならない場合を除く。)

- 接続契約に係る主要な事項の変更
- 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合において、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更に関し、当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって、当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）

(ii) みなし認定事業者に係るものである場合（(i)を除く。）又は認定事業者（みなし認定事業者を除く。）に係るものである場合

- 出力の増加（増加後の出力が250kW以上になる場合又は運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。）
- 太陽電池の合計出力の20%以上の減少（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を減少しなければならない場合を除く。）
- 太陽電池の合計出力の3kW以上又は3%以上の増加（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を増加しなければならない場合を除く。）
- 接続契約に係る主要な事項の変更
- 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合において、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更に関し、当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって、当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）

(3) バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）によるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。））であって、10,000kW未満のもの

現行の価格決定日が適用される期間を、令和2年度まで延長する。

(4) 入札の落札者に係る太陽光発電設備、風力発電設備及びバイオマス発電設備

当該再生可能エネルギー発電設備に係る以下に掲げる日が令和2年度に属する場合に、当該年度の調達価格等が当該再生可能エネルギー発電設備による発電事業に適用されることとする。

① 落札者の決定の日

Ⅲ 経過措置

- 一般廃棄物・その他のバイオマスによるバイオマス発電設備について、令和3年3月31日以前に法第9条第3項又は法第10条第1項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備が、石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備である場合において、令和3年4月1日以降に以下のいずれかの法第10条第1項の変更の認定を受けたときであっても、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設のうち焼却施設に設置されるバイオマス発電設備においてコークスを混焼させる場合に限って、当該変更の認定の日以降も調達価格等の適用を受けられるよう規定を改める。
 - 出力の増加（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。）
 - 運転開始前における10kW以上かつ20%以上の出力の減少（接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を減少しなければならない場合を除く。）
 - 当該設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備において利用するバイオマス燃料の種類の変更によるものに限り、認定に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等を減ずるのみの変更を除く。）
 - 当該設備のバイオマス比率に係る変更（以下に掲げる変更を除く。）
 - ◇ 全体のバイオマス比率の40%未満の減少
 - ◇ 全体のバイオマス比率の増加（バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量うち、当該設備による電気の供給量全体に当該変更前の認定に係るバイオマス比率（以下「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（以下「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合に限る。）
 - ◇ 調達上限比率の変更（調達上限比率を増加させる変更を除く。）
 - ◇ 複数の再生可能エネルギー発電設備の区分等のバイオマス燃料を用いる場合の内訳について、当該設備による電気の供給量全体（併せて出力を減少させる場合にあつては、当該減少前の出力に基づく電気の供給量全体）を100%とした場合の、認定に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合にあつては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）の減少又は20%未満の増加（バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合に限る。）
 - ◇ 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設のうち焼却施設に設置されるバイオマス発電設備である場合におけるバイオマス比率に係る変更
 - 接続契約に係る主要な事項の変更

この他、改正前の本告示に規定する内容を維持するための技術的な規定の整備等の所要の規定の整備を行う。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき、同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定する件（平成30年経済産業省告示第52号）の一部改正

- 入札対象区分等として、風力発電設備に係る以下の区分等を追加指定する。
 - (1) 洋上風力発電設備（着床式）

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成30年経済産業省告示第53号）の一部改正

- 調達価格等算定委員会の「令和2年度の調達価格等に関する意見」を尊重し、令和2年度の入札に当たり、以下の改正を行う。

第2 入札の実施に関する基本的事項

1 入札の実施に関する基本的考え方

- 入札は入札対象区分等ごとに実施することを原則とするが、バイオマス発電設備については、入札の競争性を確保するため、令和2年度についても、引き続き、バイオマス発電設備に係る全ての入札対象区分等の入札を合わせて実施する。
- 令和2年度は、太陽光発電設備については年2回（第6回（上期）・第7回（下期））、風力発電設備については年1回（第1回（下期））、バイオマス発電設備については年1回（第3回（下期））の実施とする。

2 入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等

- 入札区分等指定告示で掲げられるものと同様、以下の区分等とする。
 - (1) 太陽光発電設備（250kW以上のもの）
 - (2) 風力発電設備（洋上風力発電設備（着床式））
 - (3) バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）によるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であって、10,000kW以上のもの）（以下「一般木材等バイオマス発電設備」という。）
 - (4) バイオマス発電設備（バイオマス液体燃料によるもの）

3 入札量

- 令和2年度に実施する入札における入札量は、以下のとおりとする。
 - (1) 太陽光発電設備（第6回・第7回）
第6回及び第7回は、それぞれ750MWとする。
 - (2) 風力発電設備（第1回）
120MWとする。
 - (3) バイオマス発電設備（第3回）
120MWとする。

4 供給価格上限額

- 令和2年度の供給価格上限額は、太陽光発電設備（第6回・第7回）、風力発電設備（第

1回)及びバイオマス発電設備(第3回)のいずれについても、非公表とし、各回の入札募集開始の日までに設定することとする。

6 入札対象区分に係る調達期間

- 太陽光発電設備に係る運転開始期限日について、法第9条第1項の認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価(環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項に規定する対象事業に係る環境影響評価をいう。以下同じ。)を行っていた場合にあっては、法第9条第3項の認定を受けた日から起算して5年とする。(注6)

(注6) 本改正規定に限り、令和2年3月31日以前に実施された入札に係る再生可能エネルギー発電事業計画についても適用する。

- 風力発電設備に係る調達期間について、入札対象でない風力発電設備と同様20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して4年(当該認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあっては、8年)を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を調達期間とする。

第4 入札参加資格等

1 入札参加資格に関する基準

- 着床式洋上風力発電設備についても、2,000kW以上の太陽光発電設備及び10,000kW以上の一般木材等バイオマス発電設備と同様、次に掲げる事項を入札参加資格に加える。
 - (1) 発電設備の設置を予定する場所が属する自治体(都道府県及び市区町村をいう。以下「自治体」という。)に事業計画についての説明を行い、かつ、関係法令及び条例に基づく必要な手続きについて自治体に確認及び相談を行っていること。
 - (2) 自治体からの助言又は指導があった場合にあっては、当該助言又は指導を踏まえ適切に対応していること。

2 入札参加の可否に関する通知

- 指定入札機関が、入札参加資格の審査のための事業計画の提出者に対し、法第7条第1項の規定に基づきその入札への参加の可否を通知する期限は、原則、当該事業計画の提出があった日(当該事業計画が指定入札機関に到達した日)の翌日から起算して3ヶ月以内(洋上風力発電設備・バイオマス発電設備にあっては、6ヶ月)とする。

第5 入札の実施等

4 入札の結果の公表

- 指定入札機関が入札の結果として公表する「落札に係る供給価格の額」に関しては、当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置を予定する場所と同一地点を含む場所に設置される再生可能エネルギー発電設備について、当該落札に係る入札の回よりも前の回（以下「過去入札」という。）において入札があった場合にあっては、過去入札において入札された供給価格及び過去入札において入札に係る再生可能エネルギー発電事業が中止された理由を併せて公表する。

この他、表現の適正化等の所要の規定の整備を行う。

施行期日

- 上記の経済産業省令及び経済産業省告示は、令和2年4月1日から施行する。

(以上)